京都府果樹農業振興計画

平成 31 年(2019年)4月

京都府農林水産部

目 次

1	果樹農業	美の振	興に	関す	る	方針	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	栽培面積	責その	他果	実の	生	産の) 目 ;	標•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
3	その区域	戈の自	然的	経済	的	条件	に	応す	゚゙る	近	代日	的力	よ月	見植	園	経	営	の	指	標	•	•	•	1	0
4	土地改良	きその	他生	産基	盤	の整	É 備	に関	す	る	事:	項・		•	•	•	•		•	•	•	•	•	1	5
5	果実の集関する事			又は ・・	· •	売の ・・	· •	同化 • •	そ・	の ・	他: •	果多•••	€ <i>0</i>)流 · •	·	の·	合 •	理•	化 •	に ・	•	•	•	1	5
6	果実加工	この合	理化	に関	す	る事	項		•	•	•	• (•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
7	環境にや	Pさし	い栽	培技	術	の導	八	に関	す	る	事:	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
8	その他必	必要な	事項		•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
(参	: 考) 京者	水舟に	おけ	ス 「	- 果	樹!	\mathcal{O}	SW	70	Т	分表	炉。			•	•	•	•						1	8

1 果樹農業の振興に関する方針

(1)基本的考え方

京都府内の果樹産地は、古い歴史を有するものが多く、品目も多様であるが、総 じて産地規模が小さく、地域的にも分散している中で、それぞれの地域の立地条件 を生かした多様な生産販売が行われているのが特徴である。(図 1)

京都府の果樹栽培面積は 1,071 ヘクタール (平成 28 年)、産出額は、21 億円 (農業産出額の約 3%) (平成 29 年) である。(図 2)

品目ごとの栽培面積では、大半がくりで、次いでかき、日本なし、ぶどう、うめ、 もも、うんしゅうみかんとなっている。 これらのうち、共同販売品目については、 全国的に知名度が高い「丹波くり」、山城地域の朝採りの完熟いちじく、丹後地域の 「京たんご梨」等があり、市場で高い評価を得ている。

また、ぶどう、みかん等を中心に、立地条件を生かした観光果樹園、直売等が府内各地域で行われ、府民の憩いの場にもなっている。

一方、丹後国営開発農地においては、日本なし及びぶどうによる大規模産地の育成を目指し、担い手を中心とした経営規模の拡大を推進している。

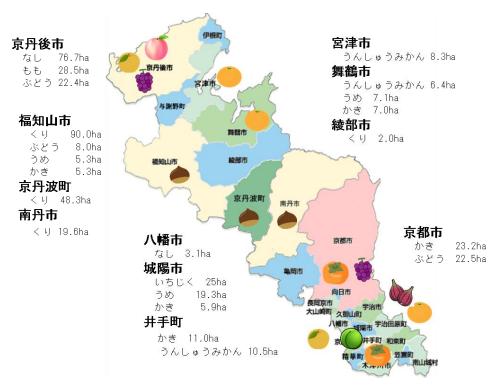
しかし、多くの地域・品目については、生産者の高齢化と後継者の不足等による 労働力の不足、零細な経営規模、経営規模に応じた機械化・省力化の遅れ等多くの 課題を抱えており、農家数、栽培面積ともに減少傾向が続いている。(図 3)

このような中、京都産果物の輸出に取り組む経営体も現れ、平成29年度から「京たんご梨」において、大玉ニーズの高い台湾への輸出を開始し、高い評価を得ている。また、飲食店において、鮮度や食味、色味が損なわれない CAS(Cell Alive System:細胞冷却システム)装置により冷凍した京都産果物をカクテルとして提供する取組や、実需者のニーズにより南部地域を中心にレモン栽培を開始するなど新たな取組が始まっている。

果物は、古くから万葉集に橘、桃等が詠まれ、食後に食べる「水菓子」と呼ばれるなど、身近な食品として親しまれてきた歴史がある。京都府においても京都市水尾の柚子や宮津市や井手町のみかんなど、古くから生産されている産地や、宇治田原町の古老柿など物語性に富む地域資源となっている品目がある。

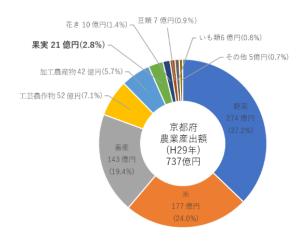
京都府内の果樹産地が、小規模でも特色のあるものとして、地域の特徴や立地条件、販売条件などを最大限に生かしつつ、担い手が消費者ニーズに的確に対応した生産・販売活動が行えるよう、国の果樹農業振興基本方針(平成27年4月策定)に即し、産地構造改革計画の策定推進等を通じて、目指すべき産地の姿を明確にしながら、競争力の高い産地づくりを推進することとし、本府に適した果樹農業の振興を図るものとする。

図1 京都府の生産状況(主な品目)



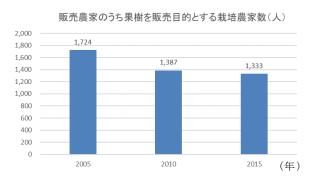
資料:農林水産省「平成28年産特産果樹生産動態調査」

図 2 京都府農業産出額(H29年)

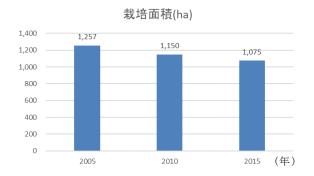


資料:農林水産省「平成29年生産農業所得統計」

図3 農家数と栽培面積の推移



資料:農林水産省「農林業センサス」



資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(2) 全体の方針

ア 担い手対策

(7) 新規就農者の確保・育成

(技術習得や経営相談まで一貫した支援)

- 就農相談から技術習得、就農後の経営相談まで、農林水産業ジョブカフェをはじめ(一社)京都府農業会議、農業改良普及センター、広域振興局、試験研究機関等の関係機関の連携による一貫した支援体制により、果樹経営の安定化を支援する。
- 大学等と連携を図りながら、生産技術だけでなくビジネス感覚を併せ持つ地域が 求める人材を育成する。

(果樹栽培の推進)

○ 集落営農組織に対して、経営安定化に向けた複合品目として果樹栽培の導入を進める。

(円滑な園地継承)

○ 新規就農者が、未収益期間を経ずに基盤整備された園地で就農できるよう、農地中間管理機構と調整しながら円滑な園地継承を図るとともに、地域の担い手として 育成する。

(イ) 後継者育成

(経営支援)

○ 様々な経営・技術課題の解決や経営戦略・事業計画の策定、販路開拓等について、 関係機関の連携による支援や専門家派遣等により、経営の継承・継続・発展を支援 する。

(園地集積・規模拡大)

- 担い手の規模拡大を進め、経営安定を図るため、農地中間管理機構を活用した園地集積を進めるとともに、優良品目・品種への改植を推進する。また、果樹生産においては棚や樹が財産となるため、産地内において園地あっせんのルールや園地評価の仕組みの他、借地での一時的な管理や、改植・園地整備のルール等を構築し、農地中間管理機構等と連携しながら効率的かつ円滑な園地集積を推進するとともに、担い手の規模拡大に応じて経営を支援する。
- 新規開園に当たり、園地の整備や作業道の整備、果樹棚の設置など、小規模なほ場整備を支援する。

(法人化)

○ 経営の多角化や経営継承の円滑化など、経営の安定化を図るため、法人化を推進 する。

(収入保険や果樹共済への加入促進)

○ 近年、台風や大雪などが多発しており、今後も起こりうる自然災害に備えて、 収入保険や果樹共済の啓発を図り、加入を促進する。

(6次産業化への取組推進)

○ 果実の摂取量が減少する中、果実加工品は、20歳代で好まれている他、直売所に おける主力販売品目となり、農家の所得向上や地域の雇用創出等も期待されること から、需要に応じた生産体制を進める。 ○ 加工品の開発や、一次処理・加工機械の整備、新たな需要及び販路の開拓を支援 する。

イ 生産対策

(ア)優良品目・品種への改植、省力樹形の導入

(ニーズの高い品目への改植)

○ 実需者や消費者ニーズが低い品種について、計画的な改植を進める。丹後地域では、長期出荷や省力栽培が可能な多様な優良品種の導入など、なしのシリーズ化を 進めるとともに、ニーズが高く多様な販売ルートが期待できるぶどう・もも等の品 目への改植を推進する。

(優良品種の普及・高品質生産の技術確立と定着)

○ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究部門等が育成する優良品種について、試験研究機関や農業改良普及センター等の連携体制により、現場への速やかな普及を図るとともに、高品質生産の技術確立と定着を推進する。

(省力樹形の導入)

○ 省力生産や早期成園化につながる省力樹形の導入を支援する。省力樹形の導入に 必要となる優良苗木の安定的な供給体制を構築する。

(4) 労働力確保・作業軽減化

- 担い手の経営安定や規模拡大を図る上で労働力不足を解消するため、外国人労働力の確保や複数の経営体での雇用の共用化、国の補助金の活用、他産業との連携も含め労働力確保のための仕組みづくりを推進する。
- ロボットやAI、IoT等の先端技術の実証・導入により、地域の労働力の確保や 軽労化を図る。

(ウ) 異常気象対策

○ 近年の局地的な大雨や異常高温、少雨、台風、大雪などの異常気象は、作柄に悪影響を及ぼすとともに、気象に起因すると考えられる裂果や日焼け、着色障害などの障害が発生していることから、気象変動に応じた適切な栽培管理や技術対策をはじめ、障害が発生しにくい品種の導入、土づくりや健全な樹体育成など、気象災害に強い産地づくりを進める。

(I) 有害鳥獣対策の徹底

○ カラス等の鳥類やクマ、シカ、イノシシ、サルやハクビシンの他、アライグマ等 外来有害小動物などの獣種に応じた対策や防護資材のメンテナンスを徹底し、獣害 に強い産地づくりを進める。

(オ) GAPの実践や認証取得を視野に入れた果樹生産の推進

- 農薬の安全かつ適正な使用の徹底や土づくりの励行、防蛾灯や天敵利用、雨よけ 栽培などの農薬使用量を低減する栽培技術を実証・普及する。
- GAPの実践や認証取得に向けた研修会の実施など、産地における食品安全、労働安全、環境保全等の取組を推進する。

ウ 流通・販売対策

○ 産地規模、立地条件に合った販売戦略に基づき、最適なサプライチェーンの構築 を目指すとともに、消費者の安心安全志向に対応したトレーサビリティの推進や生 産者の顔の見える流通、販売を目指す。

(7) 小規模産地

- 丹後地域における冷凍果実をカクテルとして提供する取組や、果樹園をはじめ観光地を巡る「キョウタンゴフルーツトレイル」のように、レストラン・ホテル等の飲食店や、史跡・名勝その他の観光施設との連携を図り、消費者が果樹産地を楽しめる周遊マップの作成など、地域全体で協力し盛り上げていく「農食観連携」のシステムを構築し、誘客対策の強化を図る。
- 京都のブランド力を生かし、歴史性や文化性、品物の特徴、強み、生産方式等、 こだわりを売りにした販売を推進する。
- 消費者動向が変化する中、新しい食べ方やスイーツでの活用を提案する。
- 地産地消を進め、地域での消費の掘起こしを図るとともに、京都府内に点在している若手生産者のネットワークにより、統一感を持たせたPRや果物の伝統や文化など物語性も加味した新たな販売方法を進める。

(イ) 中央市場出荷

○ 中央市場への出荷を行う産地については、実需ニーズに応じた規格の見直しや簡素化を図るとともに、非破壊センサー、集出荷施設及び予冷・貯蔵施設の整備を図り、計画出荷を推進する。

(ウ) 海外輸出

- 輸出相手国が行っている植物検疫や残留農薬の条件に適合させるため、発生予察 情報に基づいた防除指導や相手国の残留農薬基準に適した防除暦の作成等の支援を する。
- 現地百貨店等における PR 販売や、生産者によるマーケティング調査、商談会参加など、販路開拓に向けた取組を支援する。
- 輸出相手国のニーズに応じた規格や長期リレー出荷実現のための技術開発を推進する。

(3) 果樹の種類別の振興方針

種類	現 状	振 興 方 針
みかん	主に、舞鶴市、宮津市、井手 町で栽培されている。栽培面積 は減少傾向にあるが、観光農園 によるもぎ取り、直売等を中心 とする栽培が行われている。	1 老木園については、消費者ニーズに合った早生種への転換を図る。 2 地域内流通を推進し、地場消費の拡大を図る。
ゆず	栽培面積は少ないが、京都市で古くから栽培されている。 また、一部地域では、加工品の商品化に取り組まれている。	 樹形改造及び老木園を中心に改植 を進めるとともに園内作業道を整備 する。 栽培管理の徹底による生産量と品 質の向上に努める。 加工条件等観光資源としての利活 用を図る。
りんご	南丹以北に点在しており、観光 果樹園の一品目として導入され ている。	1 山間地の観光果樹園の一品目として計画的に植栽する。2 土壌管理を中心とした栽培管理技術の向上による収量と品質の向上に努める。
ぶどう	府内全域で栽培されており、農家経営上重要な品目であり、拡大傾向にある。 醸造用品種については商品が地域の特性を出せるような構成となっている。	1 消費者ニーズに合った大粒系優良品種の導入を推進する。 2 生食用ぶどうは雨よけを前提に導入を図る。ハウス栽培の導入等により、作期の拡大と品質の向上を図る。 3 醸造用品種については、技術の高位平準化を図り、安定的な生産量や品質を確保する。 4 黒系ブドウを中心とした着色不良の気象障害に対応するため、栽培技術の開発や着色性に優れた品種を導入する。
なし	主に京丹後市及び八幡市において栽培されており、農家経営上重要な品目である。	1 丹後地域の二十世紀梨及び新興については、早生品種やあきづき、甘太、王秋等良食味品種への改植を推進する。 2 新植・改植にあたっては、消費者ニーズにあった糖度の高い品種を中心として、収益性、出荷期間、省力性等を考慮しながら品種構成を検討する。 3 丹後国営開発農地においては、担い手の規模拡大を推進する。 4 JAの選果場を中心に一元集荷・多元販売を促進する。

種類	現 状	振 興 方 針
		5 八幡市等、都市近郊で栽培が行われている地域では、周辺住民と環境に配慮した栽培技術の導入を推進する。 6 フェロモン剤や防蛾灯を利活用した環境にやさしい栽培を推進する。
₹ \$	丹後地域を中心に栽培されて おり、観光農園の重要品目であ る。	1 消費者ニーズに合った、中生種以降 の品種への改植を推進する。 2 穿孔細菌病予防のため、防風ネット 設置を推進する。 3 計画的な植栽による担い手の規模 拡大を推進する。 4 観光果樹園の中心品目として直売 を推進するとともに、地域内流通の推 進と地場消費の拡大を推進する。 5 防蛾灯を利活用した環境にやさし い栽培を推進する。
かき	府内全域で栽培されているが、特に、京都市、山城地域では生産性も高く、農家経営上重要な品目である。 干し柿(古老柿)や伝統産業材料の柿渋は地域特産物となっている。	1 既存産地について、組織の再編・強化により産地規模の拡大を図る。 2 園内作業道、農道の整備及びスピードスプレーヤー等の共同利用機械の導入により省力化を推進する。 3 カットバックによる園地の若返りを始め、管理の徹底により生産性の向上を図る。 4 宇治田原町、与謝野町等の干し柿産地については、谷地田等の水植栽を推進する。 5 柿渋原料用の渋がきについては、不耕作地を中心に植栽を推進する。

種類	現 状	振 興 方 針
< b	南丹、中丹地域の特産「丹波 くり」として知名度も高く、ブ ランド産品として販売されてい る。 京菓子をはじめ利用価値が高 く、市場からの増産要望が強い 品目である。	1 国内需要に対応した品質向上と安定生産を目指す。 2 優良品種や食味等を重視した品種への改植、新植による園地の若返り、及び栽培管理の徹底による高品質丹波くりの安定生産と生産量の確保に努める。 3 果実害虫防除として、氷温冷蔵庫等の導入など新たな手法を推進する。 4 耕作放棄地等を利用したくり園の造成や新規担い手の確保に努める。
うめ	府内全域で栽培されており、 特に、城陽市においては集団的 に栽培され、観光と結び付けた 振興が図られている。 また、綾部市の梅林公園は、 南高梅をはじめ観賞用の花梅として親しまれている。 梅干の原料として農産加工が ループによる栽培が行われている。	1 植栽に当たり、好適授粉樹の混植を進める。 2 優良品種への改植及び機械施設の整備を進めるほか、栽培管理技術の徹底を図り、品質及び生産性の向上・安定化を図る。 3 転作作物として、転換畑への植栽を推進し集団化を図る。 4 加工業者等への契約栽培や地場消費を基本とした生産振興を図る。
いちじく	主として、山城地域において栽培されており、農家経営上重要な品目である。城陽市産は朝採りとして評価が高く、京都市場で高いシェアが確保されている。	1 既存産地の維持発展を図るため、後継者の確保と早期技術習得、いや地対策を実施する。 2 病害虫防除の徹底と雨除け施設の整備により、高品質安定生産を推進する。 3 収穫後の品質保持のため、予冷施設の整備を推進する。
その他	キウイフルーツ、びわ、おうとう、「ブルーベリー等のベリー類」、オリーブが地域特産果樹として導入されており、直売所向けアイテム、観光農園や加工原料等地域資源として活用されている。 また、飲料業界のニーズにより府内各地でレモン栽培が始まっている。	1 地域特産果樹については、整枝、摘果等の栽培管理技術の向上により品質及び生産性の向上を図る。 2 観光果樹園の新しい品目については、基本技術の励行を前提として導入を推進する。 3 加工品の製造について販売先や販売量を精査し、適正規模の加工場・加工機械を整備する。

2 栽培面積その他果実の生産の目標

	2006 年	2016 年	2028 年
	(平成 18 年)	(平成 28 年)	(平成40年)
		【現状】	【目標】
生産額(億円)	19	20	23
作付面積(ha)	1, 267	1,071	1,071
なし改植(ha)	_	_	10

生 産 額:農林水産省「生産農業所得統計」

作付面積:農林水産省「耕地及び作付面積統計及び生産動態調査」

(内訳)

種類	現状【ha】 (2016 年度)	目標【ha】 (2028 年度)		
①みかん	46	46		
②その他かんきつ類	27	27		
③りんご	4	4		
④ぶどう	87	89		
⑤ なし	87	85		
6 \$ \$	23	24		
⑦かき	211	210		
⑧くり	459	459		
⑨ うめ	89	89		
⑩おうとう	1	1		
①びわ	1	1		
②キウイフルーツ	11	11		
③いちじく	25	25		
合計	1,071	1,071		

①~⑫ 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

③ 農林水産省「特産果樹生産動態調査」

3 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

(1) 栽培に適する自然的条件

	条件	平均	気 温		降水量条件	その他
対象	<u></u>	年	4月1日~	冬期の	4月1日~	0 1 10
果樹	品種	,		最低気温	10月31日	
の種類	(主なもの)					
うんしゅうみかん	宮川早生	15℃以上		-5℃以上		
	興津早生	18℃以下				
	ゆら早生					
なつみかん	紅甘夏	16℃以上		-5℃以上		
はっさく	八朔	16℃以上		-5℃以上		
ゆず	在来種	13℃以上		-7℃以上		
りんご	ふじ、王林	6℃以上	13℃以上	-25℃以上	1,300mm以下	
		14℃以下	21℃以下			
ぶどう	デラウェア	7℃以上	14℃以上	-20℃以上	1,600mm以下	
	ベリーA			欧州種に	欧州種について	
	藤稔			ついては	は 1,200mm 以下	
	ピオーネ			-15℃以上		
	シャインマスカット					
	クインニーナ					
なし	ゴールド二十世紀	7℃以上	13℃以上	-20℃以上	G二十世紀につ	凍霜害
	おさゴールド				いては 1,200mm	の常習
	新興				以下	地域は
	幸水、豊水					避ける
	早優利、凜夏					
	あきづき、					
	王秋、甘太					
	愛宕					
6 6	白鳳、あかつき	9℃以上	15℃以上	-15℃以上	1,300mm 以下	強風が
	清水白桃					吹きや
	白桃					すい地
	日川白鳳					域は避
	なつっこ					ける
45 Z 1 Z	つきあかり	7.90.01.1	1.400 D1.1	150001	1 200 017	
おうとう	佐藤錦	7℃以上	14℃以上	-15℃以上	1,300mm 以下	
		14℃以下	21℃以下			

		I		1		
	条件	平均	気 温		降水量条件	その他
対象		年	4月1日~	冬期の	4月1日~	
果樹	品種		10月31日	最低気温	10月31日	
の種類	(主なもの)					
びわ	田中	15℃以上		-3℃以上		
かき	富有	13℃以上	19℃以上	-13℃以上		
	太秋					
	その他渋がき	10℃以上	16℃以上	-15℃以上		
	(鶴の子柿等)					
< b	丹沢、国見	7℃以上	15℃以上	-15℃以上		
	筑波、銀寄					
	美玖里、紫峰					
	ぽろたん					
うめ	白加賀	7℃以上	15℃以上	-20℃以上		
	城州白、南高					
	紅さし					
すもも	大石早生	7℃以上	15℃以上	-18℃以上		
キウイフルーツ	ヘイワード	12℃以上	19℃以上	-7℃以上		
いちじく	桝井ドーフィ	13℃以上	20℃以上	-5℃以上		
	ン					
	•	·			l .	

(2) 近代的な果樹経営の指標

ア 目標とすべき 10a 当たりの生産量、労働時間及び機械の適正利用規模

対象果樹	*C 9 * C 100	·		成園 10 アー		機械の適正	
の種類	品 種 名	傾斜度	ール	N	防除方式	利用規模	備考
			当たり	当たり			
			生 産 量	労働時間			
		度	k	時間			
うんしゅうみかん	宮川早生	$0 \sim 8$	g	121	スピード	スピードスプレヤ	
	興津早生		3,500		スプレヤ-	-については	
	ゆら早生					2 h a 以上	
なつみかん	紅甘夏	0~8	5,000	127			
はっさく	八朔	0~8	4,000	115			
ゆず	在来種	0~8	2,500	155	多目的スプリンク	多目的スプリンクラ	
りんご	ふじ、王林	0~8	4,000	158	ラー	ーについては面積は	矮化栽培
ぶどう	小粒種 デラウェア	0~8	1,800	280			雨除け栽培
	中粒種 ベリーA	0~8	1,600	300		十分確保できること	雨除け栽培
	大粒種 藤稔	$0 \sim 8$	1,500	300			雨除け栽培
	ピオーネ						無加温ハウス栽培
	シャインマスカット						
	クインニーナ						
なし	コールト、二十世	$0 \sim 8$	4, 300	263			
	紀						
	おさゴール						
	新興	$0 \sim 8$	3,000	183			
	幸水、豊水						
	早優利、						
	凜夏						
	あきづき、						
	王秋、甘太 愛宕						
t t	タ石 白鳳、あかつき	0~8	3,000	144			
0 0	清水白桃	0 70	5,000	144			
おうとう	佐藤錦	0~8	800	221			無加温ハウス栽培
びわ	田中	0~8	1,300	257			. M. / H. / L. / / / / / / / / / / / / / / / / /
かき	富有	0 ~ 8	2, 500	122			
., _	その他渋がき(鶴の子柿等	0 ~ 8	1,500	122			
< 9	丹沢、国見	0 ~ 8	350	49			
	筑波、銀寄			10			
	美玖里、紫峰、						
	ぽろたん						

対象果樹			成園	成園		機械の適正	
の種類	品 種 名	傾斜度	10 アール	10 アール	防除方式	利用規模	備考
			当たり	当たり			
			生 産 量	労働時間			
うめ	白加賀	0~8	1,800	115			
	城州白						
	南高						
すもも	大石早生	0~8	3,000	164			
キウイフルーツ	ヘイワード	0~8	3,000	164			
いちじく	桝井ドーフィ	0~8	3,000	272			
	ン						

イ 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型

果樹の種類	技術体系	経営	作付面積(ha)	単収(kg)	10a 当た	10a 当たり	10a 当たり	総労働時間(時間)		総労働時間(時間)		品目ごと	総所得
		規模			り労働時	粗収益(千	費用(千円)			の 所 得	(千円)		
		(ha)			間(時間)	円)		家族	雇用	(千円)			
 果樹複合													
木倒 後 ロ	露地栽培		早 生 0.2	3, 000	231	750	384			732			
なし (山利干国化)	路地松和		二十世紀 0.5	3, 500	311	700	444			1, 280			
			中 生 0.3	3, 000	231	600	394			618			
		1. 6	典 生 0.2	3, 000	231	540	202	2, 970	1, 314	202	5, 242		
もも (出荷+直売)	露地栽培		0. 2	2, 500	233	1, 159	668			982			
ぶどう (直売)	雨よけ被覆栽培		0. 2	1, 200	323	1, 200	486			1, 428			
	(スピードスプレヤー装備)												
ぶどう専作													
	ハウス加温栽培		0. 1	1, 100	343	1, 650	652			998			
	ハウス無加温栽培	1. 1	0. 4	1, 200	333	1, 500	617	2, 613	1, 000	3, 532	8, 808		
	雨よけ被覆栽培		0. 6	1, 200	323	1, 200	487			4, 278			
	(スピードスプレヤー装備)												

二十世紀は、二十世紀、ゴールド二十世紀、おさ二十世紀、おさゴールドを含む。

4 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

高齢化による労働力の不足あるいは急傾斜地等重労働を要する生産性の低い園地の耕作放棄を防ぎ、作業性の向上と機械化による生産性の向上を図るため、園地の計画的な整備あるいは再整備を推進する。

整備に当たっては、農道・園内道最適設計システム、間伐・縮伐を組み合わせた簡易 園地整備方式、簡易型作業道開設機等の新技術を導入し、工事に伴う未収益期間の解消・ 短縮及び工事費の節減に努める。

5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

本府の果樹農業は、産地規模及び個々の経営規模ともに小さく、個人出荷、直売等が大部分を占めており、共同出荷の比率が低い。

また、共同出荷の場合でも個人選果が多いため、規格の統一が図りにくく、選果に要する労力が多いなど問題が多い。

一方、丹波地域のくりについては、JA単位での共選共販体制が一定確立され、集 出荷販売等の共同化が図られている。

また、丹後国営開発農地のなしについても、糖度センサーを装備したJAの果樹選果場において、共販による一元集荷多元販売の取組が行われている。

さらに、山城地域のいちじくは、個選ながらも規格は統一され、JAの集荷場における一元集荷が行われている。

このような状況のもと、産地自らが、需給や消費者のニーズの動きを的確に把握し、 集荷から流通に至る合理化の推進が必要である。

具体的な推進方向として、小規模経営にあっては、直売あるいはもぎ取り・オーナー制等の観光農業の取組、小規模産地にあっては、地場消費の掘起こしによる地域内流通の推進等を行うなど、産地規模、立地条件、品目等に合った販売戦略に基づく合理化を推進する。

なお、特に合理化が必要とされる、なし、くり、いちじく等の中央市場への出荷が 行われている品目及び今後中央市場への出荷を目指す品目についての基本方針は下 記のとおり。

- ① 産地を単位とする果実の規格の統一及び簡素化を図り、出荷調製の省力化を図る。
- ② くり等の共販体制が確立されている品目についても、農協の広域合併の有利性を 生かした広域的な出荷体制の強化を図り、地域特産品としての出荷を推進する。
- ③ 果実の鮮度保持とともに、計画出荷のために必要な、予冷・貯蔵施設の整備を推 進する。
- ④ 丹後国営開発農地においては、JAの集荷施設を中心として、集出荷組織の再編・強化を図り、市場 出荷量の増大及び出荷の省力化を推進する。

6 果実加工の合理化に関する事項

府内の果実加工品は、主に、生産農家自らが加工し、イベントあるいは直売所等で販売している現状にあり、生産量が少ないものが多い。比較的製造量の多いものとしては、山城地域の古老柿や梅酒等の梅加工品、丹波及び丹後地域のワインなどがある。

地域特産の加工品については、地域の観光施設や直売所等を利活用し、安定した販売先を確保するとともに、必要に応じて加工施設の整備を図る。

また、地場企業との連携による商品開発に積極的に取り組み、果実の有効利用と高付加価値の果実販売を推進する。

醸造用のぶどうについては、生産・加工・販売の連携を強め、需要に応じた生産量 と品質の安定化に努める。

7 環境にやさしい栽培技術の導入に関する事項

(1)環境保全型果樹栽培の基本的な考え方

果樹は、定植後には樹の直下の土壌改良ができないため、定植前に十分土壌改良を行う。また、根域の広がりとともに計画的に土壌改良を行う。

一方、栽培がかなりの長期間継続されるため、病害虫の密度が増加しやすく、適期防除が不可欠である。

さらに、フェロモン剤等の利用の他、ナギナタガヤ等の草生栽培による減農薬栽培と土壌診断に基づく 施肥による減化学肥料栽培を目指す必要がある。

(2) 導入を推進すべき技術

ア 土壌改良及び施肥

樹園地内で土壌改良する部分(以下、根群域という。)と通路部を明確にし、根 群域の土壌改良による細根量の増加を図る。

水田転換畑では、必ずすき床を破壊し、地下水位の低減を図る。

堆肥の投入は、未熟土では年間 4t/10a 以上、熟畑土でも 2t/10a 以上を根域拡大に合わせて部分施用する。この時、堆肥に含まれている窒素成分量に注意する。

施肥は、土壌診断に基づいて年間施用量を決定し、根群域に施用する。

イ 病害虫防除

耕種的防除を徹底して病害虫の密度を低下させることが重要であり、せん定枝や落ち葉の園外への持ち出し処理はもちろん、落下果実、袋等の適切な処理を行い園内の清掃に努める。また、枝の病斑の削り取り、粗皮削り等の徹底を図る。

フェロモン剤の利用や、園内の見回りを徹底し、適期に最小限の防除を行うことによって、薬剤散布回数の削減を図る。

ウ 果樹園の草生管理

試験研究機関の研究成果も踏まえ、ナギナタガヤ等の草生栽培を導入し、除草剤の使用回数の削減を図る。雑草草生については、省力的な機械により定期的に刈込みを行い、刈草の土壌還元と病害虫の発生防止に努め、省力的かつこだわりのある土づくりを推進する。

エ その他

防蛾灯やネット被覆栽培等により虫害を防ぐとともに、雨よけ栽培により殺菌剤の散布回数を削減する。

8 その他必要な事項

(1) 果実及び果実製品の需要の拡大

果実は単なる嗜好品ではなく、栄養成分や機能性成分の重要な供給源であり、健康の維持増進のため、食生活において毎日摂取することが望ましい品目であることから、幼少期から果物の食べ方を身につける食育を推進するなど、「毎日くだもの200g運動」も踏まえながら下記により果実を取り入れた食生活の定着を図る。

- ア 果実の持つ栄養成分や機能性成分の表示等による、消費者に対する情報の提供
- イ 果実の新しい食べ方や料理方法の提案
- ウ 学校給食における府内産果実の活用の推進
- エ 小学生や保護者等を対象とした農業体験や食育の取組の推進

(2) 観光果樹園の整備充実

現在、立地条件を生かした観光果樹園が数多く経営されている。

今後も消費者ニーズに対応できる観光果樹園を育成するため、現在の主品目である、 うんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、かき、くり等に加え、新規品目を 導入し、開園期間の拡大を進めるとともに、既存園については、観光果樹園に必要な 施設の整備を進める。

また、観光農園周辺の史跡・名勝その他の観光施設との連携を図るとともに、観光 果樹園のネットワーク化を推進し、誘客対策の強化と満足度の高いサービスの提供を 図る。

(3) 果樹農業と地域住民との交流促進

農業は、食料の供給とともに、国土の保全をはじめとする多面的機能を有している。 特に、果樹は多面的機能の効果の高い品目であり、地場産業の社会的貢献として次の 効果を期待しつつ、小学校の校外学習をはじめ、地域住民との交流を促進する。

- ア 果樹生産及び地場産業の理解と体験
- イ 栽培をとおしての情操教育
- ウ 安らぎの場の提供

(参考) 京都府における「果樹」のSWOT分析

	内部環境	外部環境
プ	Strong (強み)	Opportunity (機会)
ラ	●消費地が近く、宣伝が比較的容易	●文化の担い手が多い
ス	●消費者が近く、ニーズを受信しやすい	●大きな神社仏閣が多い
面	●若い担い手が多い地域もある	●国際会議が多い
	●小規模産地でも有利経営可能	●皮ごと食べられるなど手間をかけずに食
		べられる品種の開発
7	Weakness(弱み)	Threat(脅威)
イ	●後継者育成が手薄	●不景気による需要低下
ナ	●改植経費が高く、改植が進まない	●少子化や一人世帯増加による消費量低下
ス	●産地がバラバラに点在	●生活様式や好みの変化
面	●今後、栽培すべき品目の選択が困難	
	●京都府の独自品種が無い	
	●野生鳥獣害対策ができていない	
	●京都府産が買える場所の情報発信が不足	
	●伝統などの文化面の発信が不足	
	●文化の担い手のニーズに応えられていない	